

# 西宮市の予防接種について（ご案内）

西宮市では、予防接種を別紙委託医療機関にて下記のとおり実施しています。予防接種を受ける時は、事前に委託医療機関に連絡し、実施日及び時間を確認してください。

予防接種の種類	対象者 <sup>(注1)</sup>	回数	
BCG	生後1歳に至るまでの間にある者 標準的な接種年齢（生後5月に達した時～生後8月に達するまでの期間）	1回	
四種混合（DPT-IPV） <sup>(注2)</sup> (ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ)	1期初回 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者 標準的な接種年齢（生後3月に達した時～生後12月に達するまでの期間）	20日以上（標準的には56日まで）の間隔で3回	
三種混合（DPT） (ジフテリア・百日咳・破傷風)	1期追加 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者 (1期初回接種3回終了後6月以上の間隔をおく) 標準的な接種年齢（1期初回接種3回終了後12か月～18か月を経過するまで）	1回	
二種混合（DT） (ジフテリア・破傷風)	2期 11歳以上13歳未満 標準的な接種年齢（11歳に達した時～12歳に達するまでの期間）	1回	
麻しん 風しん 麻しん風しん混合	1期 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	1回	
	2期 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学前年度の4月1日～3月31日までの間にある者	1回	
日本脳炎	1期初回 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 標準的な接種年齢（3歳に達した時～4歳に達するまでの期間）	6日以上（標準的には28日まで）の間隔で2回	
	1期追加 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 (1期初回終了後6ヶ月以上標準的にはおおむね1年の間隔をおく) 標準的な接種年齢（4歳に達した時～5歳に達するまでの期間）	1回	
	2期 9歳以上13歳未満の者 標準的な接種年齢（9歳に達した時～10歳に達するまでの期間）	1回	
ポリオ	初回 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者 標準的な接種年齢（生後3月に達した時～生後12月に達するまでの期間）	20日以上（標準的には56日まで）の間隔で3回	
	追加 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者 (1期初回接種3回終了後6月以上の間隔をおく) 標準的な接種年齢（1期初回接種3回終了後12か月～18か月を経過するまで）	1回	
現在、積極的勧奨の見合わせをおこなっています。 子宮頸がん予防	サーバリックス <sup>(注3)</sup>	12歳となる日の属する年度の初日～16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女性（小学6年生～高校1年生相当の女子）	1月の間隔をおいて2回、初回から6月の間隔をおいて1回
	ガーダシル <sup>(注4)</sup>		2月の間隔をおいて2回、初回から6月の間隔をおいて1回
ヒブ <sup>(注5)</sup>	初回 生後2月以上60月に至るまで（初回接種開始時に生後2月から生後7月に至るまでの間にある者の場合）（ただし、初回2回目及び3回目の接種は生後12月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと。この場合も追加接種は可能であるが初回接種終了後27日以上の間隔をおいて行うこと。）	27日以上（標準的には56日まで）の間隔をおいて3回	
	追加 初回接種に係る最後の注射終了後、7月以上標準的には13月までの間隔をおく。	1回	
小児用肺炎球菌 <sup>(注6)</sup>	初回 生後2月以上60月に至るまで（初回接種開始時に生後2月～7月に至るまでの間にある者の場合）（ただし、初回2回目及び3回目の接種は生後24月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと。追加接種は実施可能。また、初回2回目の接種が生後12月を超えた場合、初回3回目の接種は行わないこと。追加接種は実施可能。）	標準的には生後12月までに27日以上の間隔で3回	
	追加 生後12月から生後15月を標準的な接種期間として、初回接種3回終了後60日以上の間隔をあけて、生後12月に至った日以降に接種	1回	

(注1) 対象者欄の「未満」、「至るまでの間」は誕生日の前日までを意味します。

(注2) 四種混合を接種される方は、原則三種混合やポリオを接種する必要はありません。

(注3) ただし、1月以上の間隔をおいて2回行った後、1回目の接種から5月以上、かつ2回目の接種から2月半以上の間隔で1回行うことができます。

(注4) ただし、1月以上の間隔をおいて2回行った後、2回目の接種から3月以上の間隔をおいて1回行うことができます。

(注5) 開始月齢により回数が異なります。生後7月に至った日の翌日から12月までの間で開始 27日以上標準的には56日までの間隔をおいて2回、初回接種に係る最後の注射終了後7月以上標準的には13月までの間隔をおいて1回（追加）接種。ただし、初回2回目の接種は生後12月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと。この場合も追加接種は可能であるが初回接種終了後27日以上の間隔をおいて1回行うこと。生後12月に至った日の翌日から生後60月までの間で開始 1回のみ接種。

(注6) 開始月齢により回数が異なります。生後7月に至った日の翌日から12月までの間で開始 標準的には生後13月までに27日以上の間隔で2回接種後、60日以上の間隔をあけて生後12月に至った日以降に1回（追加）接種。ただし、初回2回目の接種は生後24月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと。（追加接種は可）生後12月に至った日の翌日から生後24月までの間で開始 60日以上の間隔をあけて2回接種。生後24月に至った日の翌日から生後60月までの間で開始 1回のみ接種。

## 注意事項

BCG 予防接種のみ委託医療機関が異なりますのでご注意ください。

予防接種は健康で体調の良い時に受けてください。体調等で気がかりなことがある場合は、接種医にご相談ください。

西宮市では予防接種券の発行はしていません。西宮市内で予防接種を受ける際は同封の予防接種シールと母子手帳をご持参ください。

予診票は送付していませんので、委託医療機関で受け取ってご記入ください。

予防接種は原則として住民登録地以外の市町村では受けられません。西宮市以外の市町村で受ける場合には、必ず、事前にお問い合わせください。（接種先の市町村によっては接種費用が有料となる場合があります。）

西宮市に住民登録がない方は接種前に住民登録地発行の予防接種依頼書等を委託医療機関へ提出することが必要です。

**予防接種の制度改正等、最新のお知らせは市政ニュースやホームページに掲載していますので、随時ご確認をお願いします。**

（問い合わせ先） 西宮市保健所 健康増進課 電話 0798-35-3308